

文京区版  
学校感染症予防ガイドライン  
(新型コロナウイルス感染症)

令和2年4月9日  
(令和2年6月1日改訂)

文京区教育委員会

# 目次

～本ガイドラインについて～	1
感染症対策に関する考え方	2
I 学校運営編	3
1 感染症予防策の徹底	3
2 教育活動上の留意点	6
3 登校の判断	11
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	11
5 年間行事予定及び年間指導計画等の見直し	12
II 臨時休業編	13
1 感染者が出た場合	13
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	14
3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置	14
III 幼稚園において特に留意すべき事項について	15
IV 参考	16
1 マスクの作成方法等	16
2 感染予防等（厚生労働省）	16
3 学校再開に向けて	16
4 学習関連	16

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国のマニュアルや都のガイドラインに基づき、文京区立学校園における段階的再開の具体的な段取りや感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校園においては、本ガイドラインに基づき、感染症予防策を徹底して行いながら、教育活動に取り組んでください。

なお、本指針は、文部科学省の示す「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準のレベル2を想定して策定しております。

今後の状況等を踏まえながら、変更する場合がありますので、ご留意ください。

#### 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動
レベル3	できるだけ2 m程度（最低1 m）	行わない
レベル2	できるだけ2 m程度（最低1 m）	リスクの低い活動から徐々に実施
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より抜粋

## 感染症対策に関する考え方

教育活動の再開に当たっては、学校園において、以下四つの対策を講じることが重要である。

○以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することの徹底

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの人々が密集している状況
- ・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避する

○正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

○日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくり

○学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

# Ⅰ 学校運営編

## 1 感染症予防策の徹底

### (1) 児童・生徒

ア 児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

イ 学校は、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けん等を使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ等でよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを可能な範囲で行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

なお、飲み水については、学校にある水道及び冷水器の使用を控え、水筒を持参させることが望ましい。

ウ 児童・生徒には、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

エ 児童・生徒には、検温票を配付し、当面の間は、毎朝、自宅で検温させ、毎日記入・提出を求めること。37℃以上の発熱等の症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導すること。

この場合、児童・生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

また、37℃以上の発熱等の症状がある場合の欠席連絡については、連絡帳ではなく電話又はファクリミリでの連絡が望ましい。

なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童・生徒やサーモグラフィによる検査で37.5℃以上（サーモグラフィで測定された体温は本来の体温より高く表示されるため）の発熱がみられる場合は、保健室等で検温及び風邪症状の確認をすること。

オ 通学時には、小学校は、集団登校等を行う場合には、児童間の会話を控える、中学校で公共交通機関を利用している場合は、車内での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めるよう指導すること。

カ 校長は、児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

(2) 教職員等（会計年度任用職員や外部人材を含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。

イ 教職員等は、毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表」を、出退勤カードシステムの側等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

ウ 管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

エ 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

なお自宅で休養する場合の勤務の取り扱いは「年休」扱いとする。

オ 勤務時間外においても、「3つの密」を避けること。

### (3) 校内環境

ア 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。

イ 換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。

また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気をすること。換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。

ウ 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。

なお、トイレや流しの清掃については児童・生徒に行わせず用務主事等が行う。

#### 例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25 mL（漂白剤のキャップ1杯）を2 Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

## 2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動はできるだけ避けること。

また、臨時休校等により、学習の不足が生じているため、今後の学習の中で補う計画を立てるなど、適切な対応を行うこと。

### (1) 段階的な教育活動の再開

6月1日から一定の期間（2～3週間程度を予定）は、分散登校を実施する。児童・生徒の席の間隔を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないようにするなど、学校の規模に応じて複数のグループに分けた上で、短縮授業とする。

また、分散登校していない時間帯の児童・生徒に対して、家庭学習を指示したり、双方向によるオンライン指導を行ったりする。

### (2) 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒等のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、児童・生徒等の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要な児童・生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

### (3) 入学式（中学校）・入園式（幼稚園）

ア 入学式は6月8日（月）、入園式は6月9日（火）に行う。

イ 中学校の入学式は校庭で行い、天候やその他の事情で難しい場合は、教室で行う。教室で行う場合は、1学級を2教室以上に分散し20名以下とすること。生徒同士又は保護者同士の間隔を、1m以上保つように椅子を配置すること。

幼稚園の入園式については、同様に幼児同士及び保護者同士の間隔に配慮しながら各園の状況に応じて実施する。

ウ 参列者は、入学園生、教職員、保護者（各家庭1名）とする。

エ 来賓の参列、在校生の出席はなしとする。（代表生徒の出席は可）

オ 式の内容を精選し、全体の時間を短縮する。



(校園長式辞、担任の紹介等、必要最小限の内容とし、国歌斉唱を含め歌の斉唱は行わない。)

カ 風邪のような症状のある場合は参加しないよう徹底すること。

キ 参加者へ手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬を設置すること。

ク 入学式、入園式後に教室で指導を行う場合は、幼児・生徒のみで行うよう工夫すること。

ケ クラスごとの集合写真の撮影は行わない。

#### (4) 始業式及び全校朝会・各種集会

当分の間は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

ただし、十分な換気及び児童・生徒間の間隔の確保が可能な場合は、教室以外での場所の実施も可とする。

#### (5) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 授業中、教職員は、原則として飛沫感染防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。

イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめる。やむを得ず、児童・生徒の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童・生徒間の間隔を確保した上で、マスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を使用することを指導する。

なお、体育の授業においてはマスクの着用による身体へのリスクを考慮し着用の必要はないが、児童・生徒の間隔を十分に確保することを指導する。

ウ 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

- ・体育における身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は行わず、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。なお、体育館や武道場で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・当分の間は、歌唱の活動やリコーダー、鍵盤ハーモニカ及び管楽器等を用いる活動は行わない。
- ・当分の間は、調理実習は実施しない。

エ 授業中、児童・生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、必要な場合は、保護者に連絡した上で下校させる。

#### (6) 水泳の授業

水泳の授業においては、水中での感染のリスクが否定できないとともに、児童・生徒の密集・密接の場面を避けることが難しく、児童・生徒の安全を確保することが困難なため、今年度は実施しない。

#### (7) 学校給食

ア 分散登校中は給食の提供は行わず、分散登校後の状況を踏まえ開始時期を判断する。

イ 給食開始後、一定期間は、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立を工夫するとともに、盛り付けは教職員が行う。

ウ 給食の配食を行う教職員（一定期間後は児童・生徒を含む）は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等点検し、適切に行う。

エ 給食当番はもとより、児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する。

オ 配膳・片付けの際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。

カ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。

#### (8) 休み時間

ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用後などに手洗いを徹底する。

#### (9) 部活動

ア 分散登校終了後に実施する。

イ 当分の間、対外試合等、多数の児童・生徒が集まる場への参加は自粛する。

ウ 不特定多数の参加者が見込まれる活動は、延期又は中止する。

エ 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 活動内容は、基本的な技能や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、飛沫感染の恐れのある活動は行わない。

#### (10) 委員会活動・クラブ活動

委員会活動及びクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間又は少ない回数で行えるように工夫する。

#### (11) 学校行事

ア 移動教室及び修学旅行は、延期とし、3学期以降に実施する方向で検討する。

イ 1学期に予定していた交通機関を利用する遠足及び校外学習は延期又は中止し、実施する場合は2学期以降とする。

ウ 区主催の連合行事は中止とする。

エ 避難訓練は、学校再開後、月1回実施する。

オ 防災宿泊体験については、今年度は宿泊を中止とし、必要な内容を短時間で行う。

カ 運動会は、1学期は延期又は中止とする。2学期に実施する場合は、内容を十分に精査し、例えば、学年を分散して、一度に会場に集まる児童・生徒及び保護者の人数を限定するなど、感染予防に努めること。

#### (12) 学力調査

ア 全国学力・学習状況調査及び東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査は中止とする。

イ 文京区学習内容定着状況調査は、小学校は中止、中学校は学力に関する調査を実施し、意識調査は実施しない。

#### (13) 体力調査

今年度の「東京都統一体力テスト」は区として一律に実施はせず、学校ごとの希望制とする。なお、近日中に実施意向調査を行う予定である。

#### (14) 保護者会等

ア 保護者会等を実施する場合は、あらかじめ当日説明する内容を

文書等で保護者や関係者等に伝え、短時間で開催する。

なお、1学期については、メールや文書等を活用し、集まらずにできる方法を工夫する。やむを得ず開催する場合は、多人数で集まることは避け、時間帯や日程を学年や学級で別々に設定するなど工夫する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行うなど、「3つの密」を避けること。

#### (15) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

ア 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

イ 感染症が疑われる児童・生徒等については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員はマスクやフェイスガードを着用するとともに、当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒等と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、個室が準備できない場合は、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る等工夫する。

ウ 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスガード等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

エ 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

また、下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について指導する。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

#### (16) 健康診断の実施

ア 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、感染症対策をとった実施方法として、以下の点に注意すること。

- ・会場は十分に換気する。
- ・会場には一度に多くの人数を入れない。整列させる際には1～2mの間隔をあけること。
- ・間隔を空け、密集しないようにする。
- ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。

- ・会話や発声を控える。
- イ 結核検診や心臓検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- ウ 検査に必要な器具を適切に消毒すること。

### (17) ごみの分別

- ア 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- イ ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、児童・生徒にはさせず、教職員が中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

## 3 登校の判断

### (1) 海外から帰国した児童・生徒について

- ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

- イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

### (2) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## 4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

学校は、児童・生徒に対して、感染者、濃厚接触者とその家族等に対す

る偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

臨時休校明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（東京都教育庁指導部指導企画課から別途送付予定）を参考に、校長等が講話を行う機会を設ける。

その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

## 5 年間行事予定及び年間指導計画等の見直し

### (1) 基本的な考え方

学習指導要領に示された教科・領域等の内容をバランスよく指導する計画を立てる。

なお、臨時休校中のオンライン等による家庭学習と教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。

### (2) 文京区立学校の管理運営に関する規則に基づく1学期、2学期及び夏季休業日の取扱いについて

1学期、2学期及び夏季休業日は、次のとおり変更する。

ア	1学期	4月1日から8月23日まで
イ	夏季休業日	8月1日から8月23日まで
ウ	2学期	8月24日から12月31日まで
エ	冬季休業日	変更なし

## II 臨時休業編

### 1 感染者が出た場合

#### (1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、学務課学校保健係に報告する。

ウ 文京区教育委員会は、学校保健安全法第 20 条に基づき、原則として、学校全体について 1 4 日間を目安に臨時休業を行う。ただし、文京区保健所と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休校の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合があります。

エ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 教育委員会は、保健所の指示に従い、当該児童・生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う（委託業者に依頼）。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、教育委員会と連携して、保護者に対して説明文書を配布する。

#### (2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について 1 4 日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること）。

#### (3) その他

学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

## 2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

### （1）児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、学務課学校保健係に報告する。

エ この場合、文京区教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、教育委員会と連携して、保護者に対して説明文書を配布する。

### （2）教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

## 3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。



### Ⅲ 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、これまでに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、感染予防対策を実施する。なお、その際は以下の事項に留意する。

(1) 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

ア 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。

イ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

(2) 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

ア 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。

イ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

ウ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。

(3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は園に設置されている掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

なお、園庭開放については、当面の間実施しない。

## IV 参考

### 1 マスクの作成方法等

※手作りマスクの作成方法（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html#masuku](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html#masuku)

※布製マスク洗い方の動画（厚生労働省及び経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

### 2 感染予防等（厚生労働省）

※「3つの密を避けましょう」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

### 3 学校再開に向けて

※学校再開に関する Q&A(子供たち、保護者、一般の方へ) (文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html)

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

※新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】（東京都教育委員会）

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/05/28/10.html>

### 4 学習関連

※臨時休校期間特設ページ（文京区教育委員会）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/yochiengakko/tokusetu.html>